

三好池まつりの案内

三好の夏まつりの最初を飾る三好池まつり。このお祭りは、三好の発展に欠かすことのできない「愛知用水の通水」すなわち木曾の水に感謝するために平成元年から行われているものです。

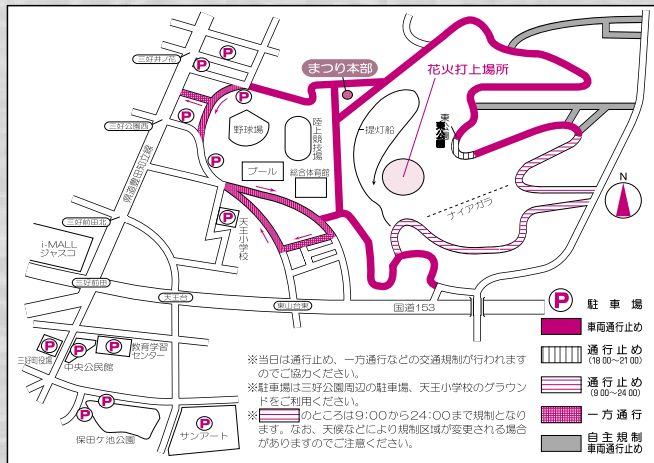
401個の提灯がともされた7隻の提灯船が池を巡り、さまざまな花火を楽しめるこの祭り。湖面に大きな尖の弧を描く水中スターマインや祭りのフィナーレを飾るナイアガラなどわたしたちを幻想的な世界へいざないます。皆さんぜひご家族そろってお越しください。

●とき…8月6日(土) (雨天順延8月7日(日))
 ●午後7時30分から8時45分まで
 ●とつろろ…三好池



【当日の交通規制について】

当日は、右図のとおり通行止めなどの交通規制を行います。ナイアガラ花火周辺の立ち入り禁止が、午前9時から翌日の午前0時まで、東公園付近の立ち入り禁止、会場周辺の車両通行止め・一方通行は午後6時から9時まで規制します。なお天候などにより、規制区域が変更になる場合がありますのでご注意ください。また自動車で来られる人は、駐車台数が少ないため乗り合わせでご来場いただくなど、皆さんのご協力をお願いします。



▼問い合わせ 三好町観光協会
 商工観光課内 ☎(34)6000
 FAX(34)4189



一緒に考えよう！「町制」と「市制」

第2回

「市と町の違いについて」①

市と町ではその委託基準が変わり、交付金額が町の場合より多くなります。

議会の違い

●議員の定数

議員の定数の上限は地方自治法により「人口1万人以上2万人未満の町村」は22人「人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村」は26人「人口5万人以上15万人未満の市」は30人など、市と町村の区分や人口により定められています。

三好町は現在「人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村」に該当し、上限は26人。市になると30人になります。しかし市町の条例により定数を定めることとなりますので、三好町では「三好町議会議員の定数を定める条例」により、議員の定数を24人としています。

●招集の告示

議会における「招集」とは、議会のたびに議員が一定の日時に一定の場所へ集合することを知らせる行為のことで、招集の権限は市町村長にあります。招集の告示は、市になると議会開会の7日前までに行うこととなります。

●議決事項

議会の議決権には、条例の制定や改廃など、まちの意思決定機関としてさまざまな議決事項がありますが、町から市になると、工事などの契約および不動産・動産の売買の議決を必要とする金額が表1のようになり、議決要件が変わります。

選挙制度の違い

●告示期間

選挙が近く行われることを公にする告示の時期については、町議会議員および町長選挙は選挙前の少なくとも5日前ですが、市になると7日前までになります。

●供託金

選挙に立候補する場合の供託金について、市長選挙は町長選挙の50万円から100万円に変わります。また市議会議員の選挙についても、町会議員の場合は必要のないのに対し、30万円が必要になります。

●選挙運動用はがきの頒布数

選挙運動のために使用できる通常はがきの頒布数について、市長選挙は8,000枚、市議会議員選挙は2,000枚に変わります。

●選挙事務委託金

市町村長選挙や市町村議会議員選挙の事務に要する経費は、その市町村の負担となりますが、国や県の選挙ではその事務に要する経費が、国や県から選挙事務委託金として交付されます。

「町制」と「市制」について5回シリーズで皆さんを紹介する「コーナー」一緒に考えよう！「町制」と「市制」。

第2回目となる今回は福祉行政や選挙制度、議会の違いを紹介します。なお5ページの表1「各区分における市と町の違い」もご覧ください。

福祉行政の違い

福祉行政について市と町の一番大きな違いは「福祉事務所の設置」です。

市になると社会福祉法により、福祉事務所の設置が義務付けられます。福祉事務所が設置されると、現在県が行っている生活保護の決定や障害児福祉手当の支給、家庭児童相談に関することなどの事務は、皆さんにとって最も身近な「市」が直接行うこととなります。そのため住民ニーズが的確に把握され、迅速な対応ができるなど、よりきめ細やかな福祉サービスが提供できます。

なお福祉事務所には、社会福祉主事など、福祉専門職員の配置や組織体制の整備が必要となり、その分経費が必要となります。



一緒に考えよう!「町制」と「市制」

第2回 市と町の違いについて①

表1 各区分における市と町の違い

区分	項目	町	市		
福祉	福祉事務所 社会福祉主事	置かなくてよい	必ず設置		
	障害児福祉手当の支給 特別障害者手当の支給 経過的福祉手当の支給	県の事務 ※県が経費を負担	市の事務 ※市が経費を負担		
	身体障害者用自動車改造費の補助				
	生活保護				
	家庭児童相談員の設置				
	児童扶養手当の支給				
	母子生活支援施設への入所、保護の実施				
	母子家庭自立支援給付金の支給				
	助産施設への入所、助産の実施				
	高等技術訓練促進事業				
	常用雇用転換奨励事業				
	告示日			町長・議会議員選挙期日の5日前	市長・議会議員選挙期日の7日前
	供託金			町長選挙…50万円 町議会議員選挙…なし	市長選挙…100万円 市議会議員選挙…30万円
	選挙運動に使用できるはがきの枚数			町長選挙…2,500枚まで 町議会議員選挙…800枚まで	市長選挙…8,000枚まで 市議会議員選挙…2,000枚まで
議員定数の上限	人口2万人以上の町村は26人 (三好町は条例により定数24人)			人口5万人以上10万人未満の市は30人 (議会議決により条例で定める)	
議会の招集	開会日の5日前			開会日の7日前	
議決事項	工事契約等(5,000万円以上) 財産の取得売買(700万円以上) (三好町は条例により 工事請負契約6,000万円以上 財産の取得売買2,000万円以上)	工事契約等(1億5,000万円以上) 財産の取得売買(2,000万円以上)			

	掲載予定号	テーマ
第3回	8月15日号	市と町の違いについて②
第4回	9月15日号	国勢調査と町の歩み
第5回	10月15日号	市と町の違いについて③

▶問い合わせ＝市制準備室

☎(32)8013 ☎(32)2165

✉shisei@town.aichi-miyoshi.lg.jp

●皆さんの意見をお聞かせください●

「単独のまちづくり」を進める三好町では、「町制」と「市制」について広報6月15日号から5回シリーズで紹介し、町民の皆さんと一緒に考えていきます。今後のまちづくりについて考えてみませんか。



三好町ファミリー・サポート・センターの 会員を募集します

【開設場所】

アイモール・
ジャスコ三好店2階
ふれあい広場内

皆さんの
参加・協力をお
願いします

▶ 問い合わせ＝
子育て支援課
☎(32)8034
FAX(34)3388

三好町では「第2次三好町児童育成計画」子どもいきいき夢プラン「こほろぎ」ファミリー・サポート・センターを開設します。子育て中の家庭がゆとりを持って過ごせるよう、地域に根差した子育て支援ネットワークづくりを目指し、10月に開設する予定です。皆さんの積極的な参加・協力をお願いします。

ファミリー・サポート・センターって何？

仕事と育児の両立支援と、家庭での育児支援を目標に「子育ての手助けをしてほしい」「子育てのお手伝いをしたい」と思っている人が会員となり、お互いに助け合いながら活動できるよう支援する組織です。(ページ図1参照)

どんなサポートが受けられるの？

仕事の都合で子どもを一時的に預かってほしい人が、有償で預かってくれる人に依頼できるように、相互の調整を図ります。

例えばこんなとき…

- 保育園・幼稚園・放課後児童クラブまでの子どもの送迎、また開始前や終了後に子どもを預かってほしい。
- 軽度な病気回復期で園を休むときなど、臨時的、突発的な場合「子どもを預かってほしい」。
- 家族の入院などによる看護や保護者の出張などの場合、子どもを預かってほしい。
- そのほか、通院や学校の授業参観、保育参観、冠婚葬祭、リフレッシュなど会員の事情による場合「子どもを預かってほしい」。

ただ今
会員募集中！



■図1 ファミリー・サポート・センターのしくみ



どんな人が利用できるの？

【依頼会員】（育児の援助を受けたい人）…町内在住で、0歳から小学6年生までの子どもの保護者

【援助会員】（育児の援助をしてくれる人）…町内在住で心身ともに健康で、有償で育児の援助をしてくれる20歳以上の人

※両方とも会員登録することができます。

利用料はどのくらいかかるの？

援助を受けるには左表のとおり利用料がかかります。また交通費や実費が必要になる場合もあります。

土・日・祝日 および年末年始		月曜日から 金曜日まで		利用日時	利用料
午後7時まで	午前7時から 午後7時まで	午後7時まで	午前7時から 午後7時まで	それ以外の時間	9000円/時
		8000円/時	7000円/時		8000円/時

会員登録するには？

援助会員に登録するためには、入会説明および講習会を受けていただく必要があります（依頼会員は入会説明のみ受講）。ただし愛知県やみよし悠学カレッジなどで実施した「保育サポーター養成講座」を受講し修了した人は、入会説

明のみで援助会員に登録できます。

なお入会説明および講習会は随時行います（第1回目は左記参照）ので、まずは気軽に、お問い合わせください。

第1回入会説明および講習会を開催

10月の開設に向けて講習会を開催します。

▼とき＝8月18日（木）午後1時から4時30分まで

▼ところ＝サンアート研修室

▼対象＝町内在住で0歳から小学6年生までの子どもがいる、育児援助を受けたいと思う人、または町内在住で心身ともに健康で、育児の援助をしてくれる20歳以上の人

▼内容＝次のとおり

- ①アドバイザーによる入会説明（1時～2時）
テーマ「センターの目的と活動」
 - ②保健師による講義（2時～2時50分）
テーマ「子どもの体の発育と病気について」
 - ③休憩（2時50分～3時）
 - ④保育士による講義（3時～3時30分）
テーマ「子どもの遊び」
 - ⑤消防士による講義（3時30分～4時30分）
テーマ「子どもの安全と事故防止について」
- 「心肺蘇生法について」

▼申し込み＝7月19日（火）から8月12日（金）

の土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（氏名・年齢・住所・電話番号を明らかにして子育て支援課、またはなかよし地区子育て支援センター（☎34）12550）へ電話、または直接

65歳以上の皆さんへ

平成17年度の 介護保険料を お知らせします

介護保険制度は、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料と国、県、市町村の負担金である公費を財源にして、各市町村が運営しています。そして、介護や支援を必要とする人が、費用の一部(原則として1割)を支払ってサービスを利用し、65歳以上の介護保険料は、高齢者の人口や介護サービス量の見込みなどにより、3年ごとに見直すことになっています。

第1期(平成12年度から14年度まで)の介護保険の給付状況と第2期の給付見込みから算定し、第2期(平成15年度から17年度まで)の介護保険料の基準額の月額額は2,690円となっています。

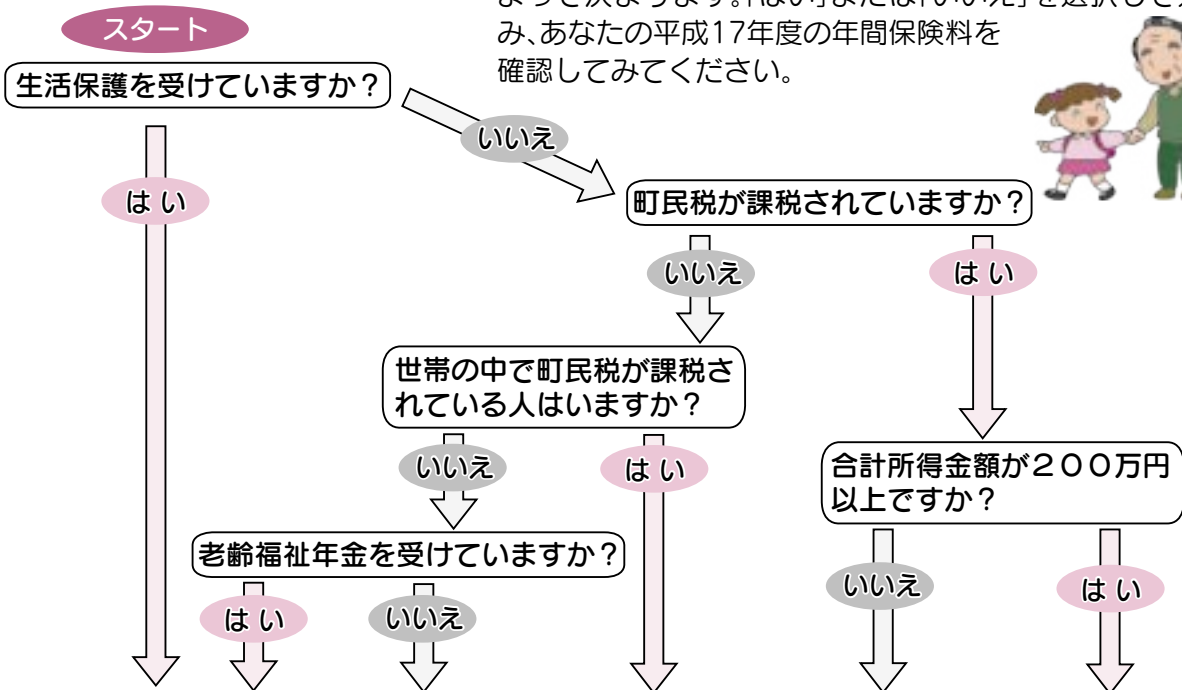
▼問い合わせ先 高齢福祉課介護保険係

☎(32)80009

FAX(34)33888

あなたの介護保険料は

65歳以上の方が、平成17年度に納める介護保険料は、平成16年中の所得や平成17年度の町民税の課税状況によって決まります。「はい」または「いいえ」を選択して進み、あなたの平成17年度の年間保険料を確認してみてください。



所得区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
所得の状況	・生活保護を受けている人 ・高齢福祉年金を受けている人で、町民税が非課税世帯の人	・世帯全員が町民税非課税世帯の人	・本人が町民税非課税世帯の人	・本人が町民税の納税義務者で、合計所得金額が200万円未満の人	・本人が町民税の納税義務者で、合計所得金額が200万円以上の人
保険料率 (基準額2,690円)	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5
年額保険料	1万6,100円	2万4,200円	3万2,200円	4万300円	4万8,400円

特集 介護保険料のお知らせ

◆保険料の納付方法は？

年金の受給額によって、特別徴収と普通徴収の2種類に分けられます。

納付方法	対 象	納 付 の 仕 方 な ど
特別徴収	・平成17年4月1日現在、65歳以上で、老齢年金、退職年金の受給額が年額18万円以上の人	4月以降、年金を受給する偶数月に、2カ月分の保険料を年金から天引き ※今年初めて特別徴収になる人は、10月以降の天引きになります。
普通徴収	・老齢年金、退職年金の受給額が年額18万円未満の人 ・老齢福祉年金、障害年金、または遺族年金のみを受給している人 ・平成17年4月2日以降に、65歳になった人 ・平成17年4月2日以降に、三好町に転入した人	平成17年8月から平成18年3月までの8カ月間、三好町が送付する納付書により納付、または□座振替 ※転入前の市町村で特別徴収であった人も、1年目は普通徴収になり、翌年10月から特別徴収になります。

◆保険料の納付時期は？

特別徴収と普通徴収では納付期日が異なります。

8月上旬にそれぞれ保険料の納付通知書を送付します。普通徴収の人は納期限までに必ず納付してください。

【特別徴収の仮徴収】

保険料は、前年(平成16年中)の所得や町民税の課税状況によって決まります。そのため、前年の所得金額などが確定するまでの4月から8月までの期間は、保険料の所得区分を決めることができません。

そこで、前々年(平成15年中)の所得により、仮の額を納入することになります。これが「仮徴収」です。

なお年額保険料は、8月に確定します。10月以降は、年額保険料から仮徴収で納付した分を差し引いた額を「本徴収」として納めていただくことになります。

■保険料の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収	
納 期	4/15		6/15		8/15		10/14		12/15		2/15	
普通徴収					本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収
納 期					8/31	9/30	10/31	11/30	12/26	1/31	2/28	3/31

◆そのほか

介護保険料は、介護を必要とする人を支える大切な財源です。滞納する人がいると、財政が厳しくなり、健全な運営に支障をきたすことになりますので、必ず納付してください。

介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- ① 1年以上滞納すると → 介護サービスを受ける時に、サービスに掛かった費用の全額（通常は原則として1割負担）を利用者が負担することになります。また保険により給付される費用の9割は、申請により後で支払われます。
- ② 1年6カ月以上滞納すると → 介護サービスを受ける時に、サービスに掛かった費用の全額を利用者が負担することになります。また保険により給付される費用の一部、または全部は、一時的に差し止めになります。



40歳以上65歳未満の皆さんの保険料は、それぞれで加入している医療保険の保険料と合わせて納めていただいています。

詳しくは加入している医療保険者（健康保険組合や国民健康保険など）にお問い合わせください。